

地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 8 回 (資料)

2017. 11. 24 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

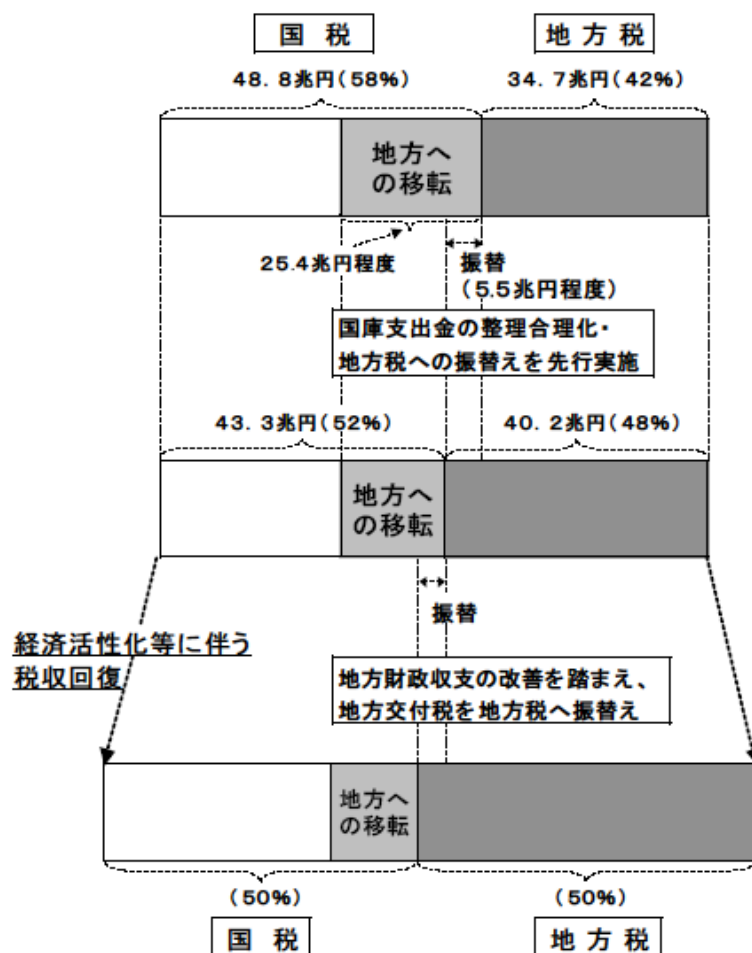
拙著「辺野古新基地をめぐる最高裁判決 (2016.12.20) の問題点」

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

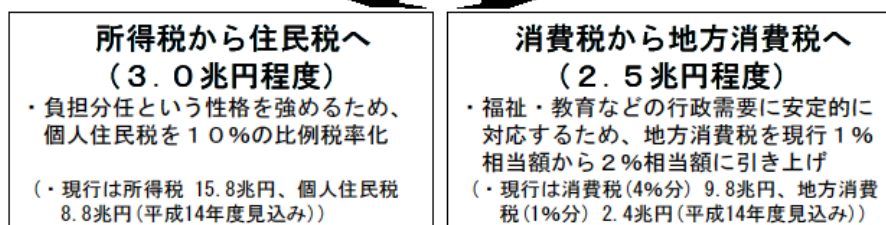
(前回の補足資料)

1 片山試案 (平成 14 年 5 月 21 日)

国から地方への税源移譲の実施案



国から地方への税源移譲 (5.5 兆円程度)



(当時の総務省ホームページによる。)

2 「『三位一体の改革』の成果」（平成 17 年 12 月 27 日閣議口頭報告）

(H⑯～H⑳)

国庫補助負担金改革	約 4.7 兆円
税源移譲	約 3 兆円
地方交付税改革 (地方交付税及び臨時財政対策債)	約△5.1 兆円

国庫補助負担金改革

- 既決定分 3 兆 8,553 億円
- 18 年度新規決定分 8,108 億円
- (うち、税源移譲に結びつく改革 6,544 億円)
- 合計 4 兆 6,661 億円

税源移譲

- 18 年度税制改正で、所得税から個人住民税への 3 兆円規模の税源移譲を実施(19 年分所得税、19 年度分個人住民税から)
- 18 年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置(3 兆 94 億円)

地方交付税改革

- 総額の大幅な抑制
 - ・ 地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制(H⑯～H⑳)

△5.1 兆円
- 主な制度の改革等
 - ・ 「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充
 - ・ 財政力格差拡大への適切な対応(税源移譲分を基準財政収入額へ 100%算入(当面の措置))
 - ・ 不交付団体の増加 人口割合(市町村) H⑫11.5%→H⑰18.4%

(注) 臨時財政対策債＝地方財源の不足に対処するために、平成 13 年度に創設された特例地方債。元利償還金の全額が後年度地方交付税に参入されている。

1 NPM (New Public Management)

1.1 NPM の概念

民間における経営理念、手法等を公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図る考え方である。1980年代半ば以降、英国やニュージーランド等で実践されてきた。NPM では、(1)徹底した競争原理の導入、(2)業績/成果による評価、(3)政策の企画立案と実施執行の分離により、より効率的で質の高い行政サービスの提供し、行政の透明性や説明責任を高め、国民の満足度を向上させることを目指す。

我が国においても、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(平成 13 年 6 月 26 日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2001」)において、NPM が「新たな行政手法」として紹介され、「以降、累次の閣議決定等において、NPM の考え方を活用しつつ行財政改革を推進していく旨が定められ、取組みが進められて」いる。

【出典：経済財政諮問会議 HP「ニュー・パブリック・マネジメント (NPM)」、平成 18 年 7 月 27 日閲覧】

1.2 政府の「基本方針 2001」における NPM (平成 13 年 6 月 16 日、抜粋)

「第 5 章 経済財政の中期見通しと政策プロセスの改革

4. 政策プロセスの改革

(1) 新しい政策プロセス

経済財政諮問会議は、経済財政運営や経済財政政策に関わる重要な構造改革等について、基本方針を調査審議することを重要な任務としている。必要な場合、諮問会議の答申の内容は、閣議決定を経て、内閣の基本方針となる。各省庁はこれに基づき具体的な制度設計等を進め、諮問会議は各省庁の検討状況等のフォローアップを行う。こうしたプロセスを通じ、構造改革等が強力かつ一体的に推進されることとなる。

(2) 新しい行政手法

(i) ニューパブリックマネジメント

国民は、納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとってのいわば顧客である。国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。

そのための新たな行政手法として、ニューパブリックマネジメントが世界的に大きな流れとなっている。これは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政運営の考

え方である。その理論は、①徹底した競争原理の導入、②業績／成果による評価、③政策の企画立案と実施執行の分離という概念に基づいている。

(ii) 改革方策

海外では、この考え方は、①民営化・行政法人化を推進する、②業績や成果に関する目標、それに対応する予算、責任の所在等を契約などの形で明確化する、③発生主義を活用した公会計を導入する、などの形で具体化されてきている。例えば、イギリスでは、行政の各分野において「市場化テスト」を行い、民間でできることはできるだけ民間に委ねるとともに、民間にできないものについても実施執行部門をできる限り行政法人化するなどの改革を進めている。

我が国の行財政改革を推進していく上でも、こうした新しい行政手法の考え方を十分に活かし、政策プロセスの改革を図っていくことが重要である。具体的には、

- ・ 公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進める。
- ・ 事業に関する費用対効果などの事前評価等によって、維持費用も含めてそれに要する費用を明確化し、事業の採否や選択などの政策決定に反映する。
- ・ 業績や成果に関して目標を設定し、責任を明確にしつつ、実際に行われた事業の結果を事後的にも評価し、これを通じて政策決定、予算、人事評価などに適切にフィードバックしていく。
- ・ こうしたことによって、目標達成に向けた柔軟で効率的な行政運営を可能とし、行政のマネージメント能力を高める。その際には、適正な行政運営を確保するための監査などが重要となる。
- ・ このような行政運営手法を実現し、国民に対する説明責任を高めるため、情報公開制度などの定着を図るとともに、公会計制度のあり方についても、発生主義など企業会計的な考え方の活用範囲や貸借対照表の対象範囲などについての検討を進め、行政コストや公的部門の財務状況を明らかにするよう引き続き努める。その際、諸外国における発生主義を活用した予算等の実態について検討を行う。

以上のような基本的な方向性に沿って、具体的な改革を引き続き精力的に進めていく必要がある。

こうした取組みにより、行財政改革を推進し、納税の対価として公共サービスの提供を受ける国民の満足度の最大化を図っていくことが重要である。 」

【出典：平成13年6月26日「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」より抜粋。下線等は片木】

1.3 国及び地方公共団体の外部資源の活用に関する主な制度の沿革について

導入年	制度概要	対象業務
平成11年9月	PFI制度の導入 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う。	○ PFI法第2条に規定 (以下の公共施設等の整備等) ・ 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 ・ 庁舎、宿舍等の公用施設 ・ 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設 ・ 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設 ・ 船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星 等
平成13年1月	独立行政法人制度の導入 研究機関、美術館、病院など、現在国が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を持つ法人(＝独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より良い行政サービスの提供を目指す。	○ 各法人の業務を規定する個別法に規定 (例) ・ 試験研究(各種研究所) ・ 文教研修・医療厚生(美術館、各種大学校、病院等) ・ 検査検定(各種検査所等) ・ 作業施設(統計センター等) 等
平成16年4月	指定管理者制度の導入 地方公共団体の公の施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせる。	○ 地方自治法第244条の2に規定 (地方公共団体の公の施設の管理)

導入年	制度概要	対象業務
平成16年4月	地方独立行政法人制度の導入 試験研究機関、公立大学等、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人(＝地方独立行政法人)を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指す。国の独立行政法人制度の導入を受けて導入。	○ 地方独立行政法人法第21条に規定 ・ 試験研究 ・ 大学の設置・管理 ・ 公営企業相当事業 ・ 社会福祉事業 等 ※ 以後、地方公共団体からの要望や国の独立行政法人制度の改正(不要財産納付)を受けて制度を改正。
平成18年7月	市場化テスト(官民競争入札制度)の導入 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担う。	○ 公共サービス改革法第2条に規定 ・ 国の行政機関等によるサービス提供等のうち、次に掲げるもの(施設の設置・運営・管理、研修、相談、調査・研究 等) ・ 特定公共サービス(国の行政機関・地方公共団体によるサービス提供等であって、法律の特例が適用されるもの。具体的には、ハローワーク関連業務、社会保険庁関連業務、地方公共団体の窓口業務 等)
平成24年11月	公共施設等運営権制度の導入 PFI制度のひとつとして、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式を新設。	○ PFI法第2条に規定 PFI事業のうち、事業者が、運営権の設定を受けて、管理者等が所有権を有する公共施設等の運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの (※重点事業:水道、下水道、空港、道路)

※事務局において作成

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」
「第1回(平成27年4月30日開催) 議事次第・配布資料」より抜粋】

2 PFI（Private Finance Initiative）

2.1 PPP と PFI

PPP（Public Private Partnership）

＝ 公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すものであり、広い意味では、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

PFI（Private Finance Initiative）

＝ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法（PFI 法に基づく事業）。

発祥の地イギリスでは、PFI の狙いは公共事業における「支出に見合った価値」（Value for Money）の実現にあるとされ、1992 年（平成 4 年）に本格的に導入。有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めたといわれる。

- ・平成 10 年 4 月 「総合経済対策」で PFI の推進、決定。
- ・平成 11 年 7 月 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）可決・成立（同年 9 月施行）。
- ・平成 12 年 3 月 PFI「基本方針」、民間資金等活用事業推進委員会（PFI 推進委員会）の議を経て、内閣総理大臣が策定。
PFI の理念とその実現のための方法（民間事業者の募集・選定、民間事業者の責任の明確化、法制上・税制上の措置や財政上・金融上の支援等）に関する基本的な事項が定められた。

【出典：片木『地方行政キーワード』P.2038～】

2.2 PFI（民間資金等活用事業）

PFI (Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施。

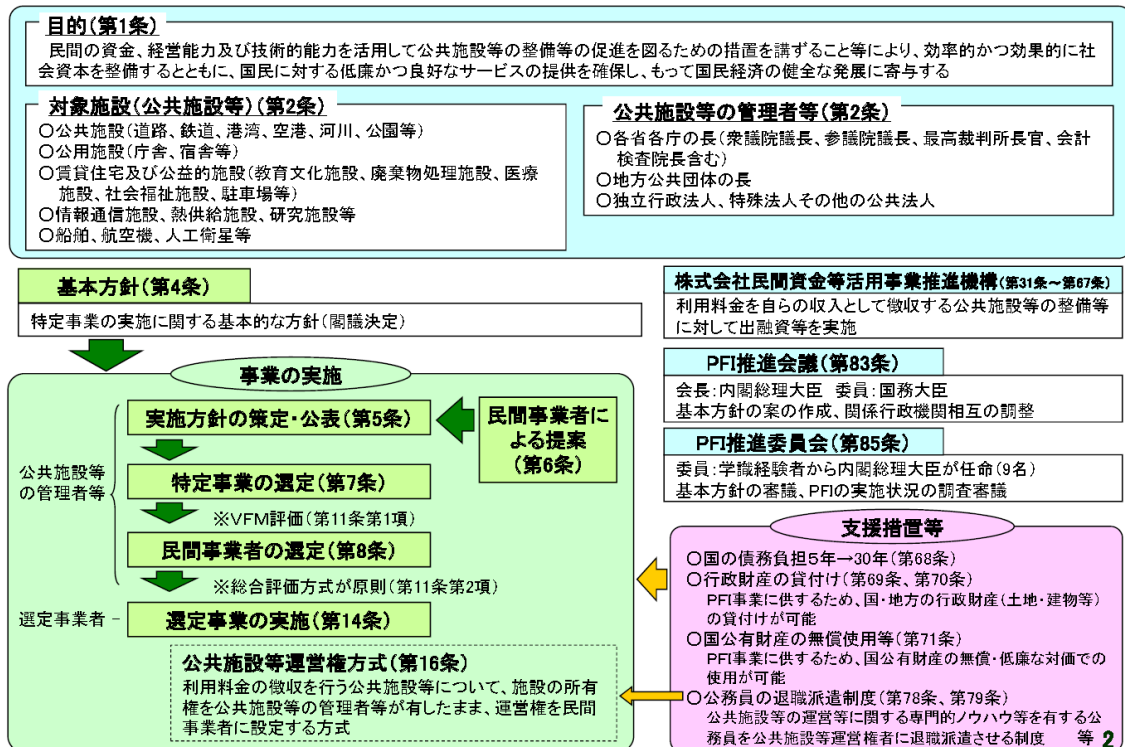


- 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減。

- 国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現。

【出典：内閣府・PFI推進委員会 HP「PFIの現状について」(2017年6月30日更新、内閣府 民間資金等活用事業推進室)】

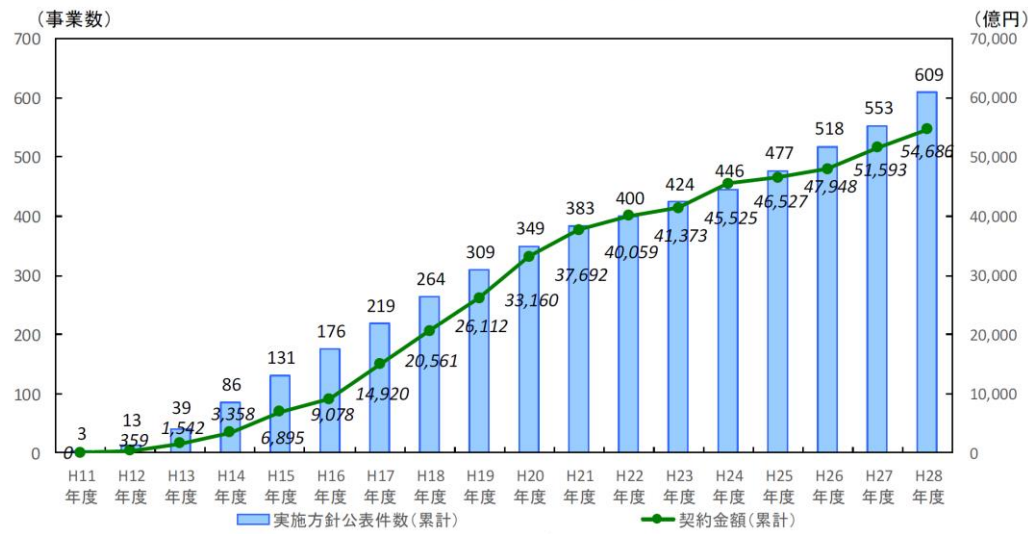
2.3 PFI法の概要（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号））



【出典：同上】

2.4 PFI 事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成29年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。
(注4) これまで平成24年度以前の数値は一部の事業(BT方式、DBO方式、施設整備費を一括で支払う事業)を含めていなかったが、今次集計より平成25年度以後の数値との統一を図り、修正を行った。

3

【出典：同上】

PPP/PFI 手法の分類 (契約方式の観点から)

主な業務範囲 形態	施設の維持管理	維持管理＋改築	新設＋維持管理
PPP	○包括的民間委託	○DBO方式(Design-Build-Operate方式)	✓収益施設の併設 ✓施設空間の有効活用等を含む
PFI	OPFI(公共施設等運営権(コンセッション)方式)	OPFI(従来方式)	✓収益施設の併設等を含む
	運営権に基づく運営事業からは、「建設」及び「施設の全面除却を伴う再整備」は除外される。 (「内閣府公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」)		

【用語解説】
PPP…Public Private Partnershipの略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI…Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法。(PFI法に基づく事業)
コンセッション方式…施設の所有権を移転せず、民間事業者にインフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。平成23年5月の改正PFI法では「公共施設等運営権」として規定された。

【出典：国土交通省 HP「PPP/PFI 手法の整理とコンセッション方式の積極的導入のための展開について」】

3 公の施設の指定管理者制度

3.1 概要

「指定管理者」

＝ 地方公共団体にかわり、公の施設の管理運営業務全般を行う者。

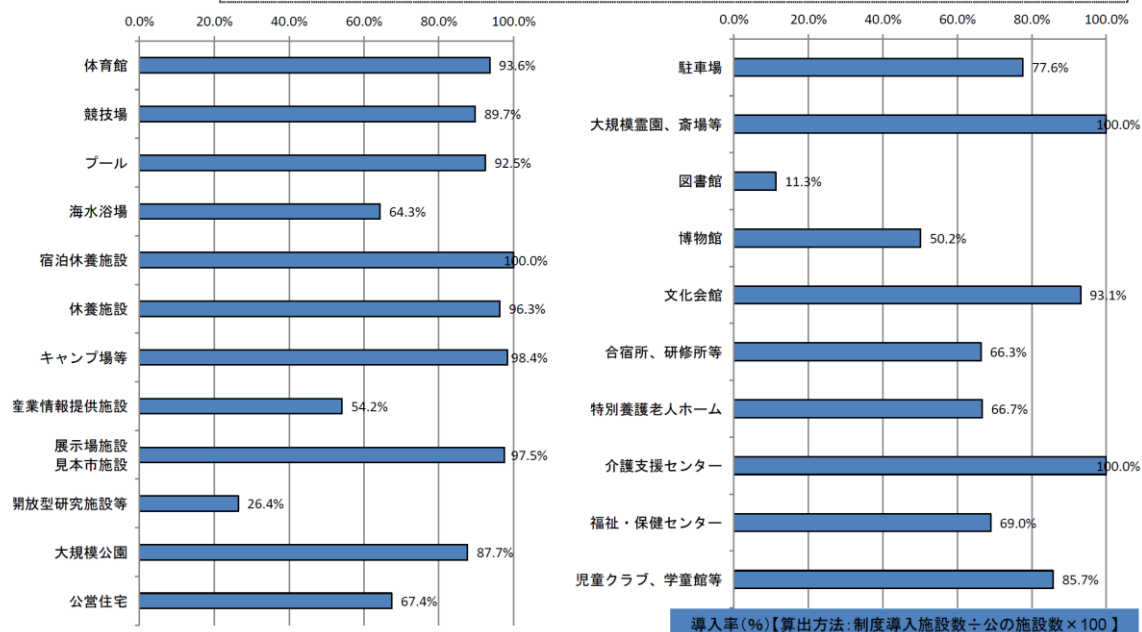
- ・ 平成 15 年、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理が従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められた（同年 9 月 2 日施行）。
- ・ 目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」こと。
- ・ 「公の施設」とは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設（自治法 § 244）。この改正により、株式会社を含めた民間事業者、社会福祉法人などの公益法人、NPO 法人、法人格を持たない団体等に文化施設、体育館等の公の施設の管理を行なわせること可能になった。ただし、個人は、除かれる。
- ・ 地方団体と施設の管理者との法的関係は、従来の公法上の契約による管理業務の委託から、「指定」という行政処分による管理権限の委任となる。管理者は、議会の議決を経て指定する。
- ・ 施設の利用料を指定管理者の収入とすることができるほか、指定管理者による使用許可等の行政処分も、条例で定める指定管理者の業務の範囲に含めることで、可能になっている。ただし、法令により地方団体の長のみが行うことができる権限は除かれる。

【出典：片木『地方行政キーワード』P.2032～】

3.2 指定管理者制度の導入状況（制度導入団体の比率）（平成 28 年 4 月 1 日現在）

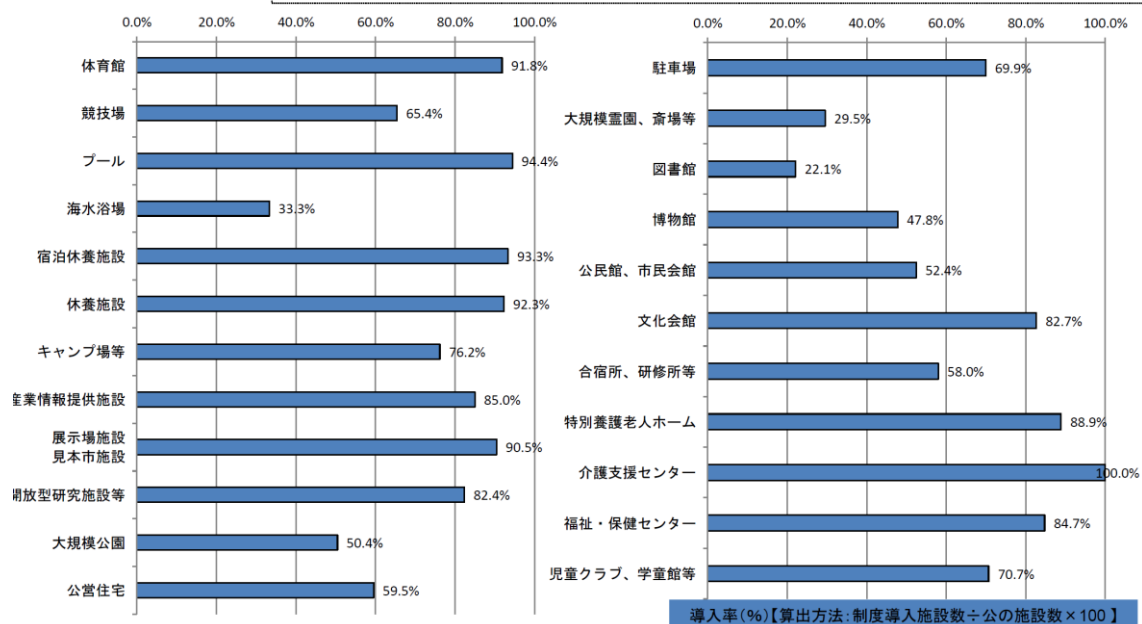
都道府県

- 都道府県における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
○ 導入率の算出方法は、制度導入施設数÷公の施設数×100となります。



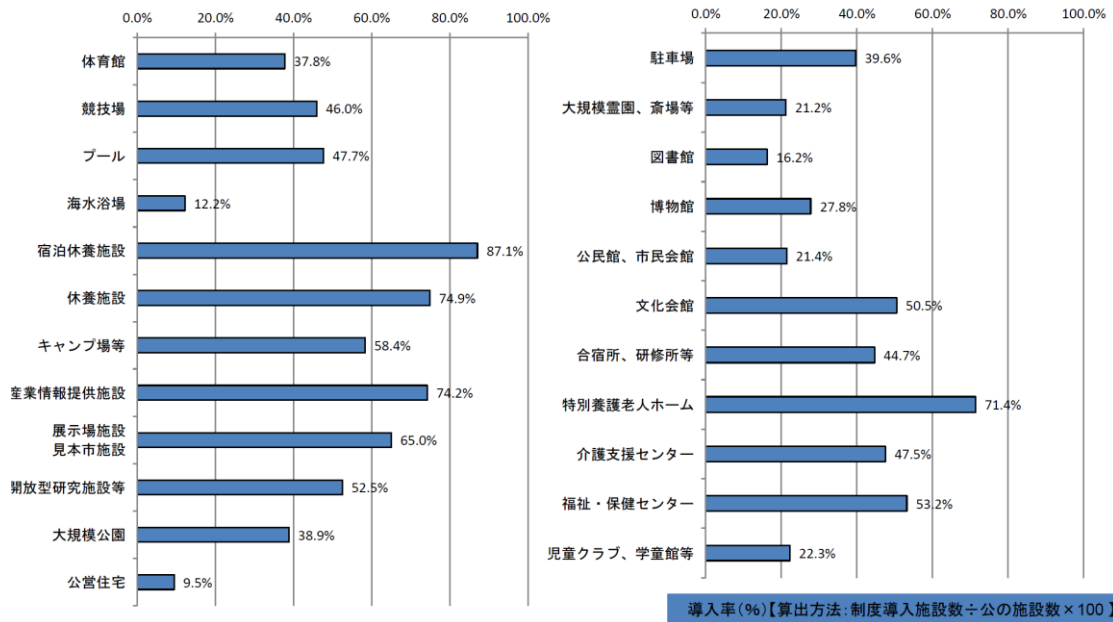
指定都市

- 指定都市における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
○ 導入率の算出方法は、制度導入施設数/公の施設数×100となります。



市区町村

- 市区町村における指定管理者制度の導入状況は以下のとおりです。
- 導入率の算出方法は、制度導入施設数/公の施設数×100となります。



【出典: 総務省 HP「政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地方公共団体の行政改革等 > 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等(平成 29 年 3 月 30 日公表)」 「3. 調査結果 (比較可能な形での公表)」 「指定管理者」 「全国の導入率」 H29.11.18 閲覧】

3.3 指定管理者制度と PFI 事業の相違点

	指定管理者制度のみ適用事業	PFI 法適用事業
【1】事業内容	・ 既存施設の運営・維持管理が原則 ⇒ 初期投資の必要少なく、参入リスク小さい	・ 基本的に施設整備・運営・維持管理を一括で実施 ⇒ 初期投資を伴い、資金調達必要・リスク大きい
【2】事業期間	・ 複数年の契約が可能であるが、投資を伴わないため、事業期間は比較的短い ⇒ 柔軟な契約期間の設定	・ 投資に見合う資金回収に必要な長期の契約 ⇒ 10～30 年の長期間の設定が一般的
【3】事業者選定の負担	・ 既存の施設を前提にするため、公民の役割分担が比較的容易で事業選定の双方の負担は小さい ⇒ 事業規模が小さくても対応可能	・ 施設計画以外にも、法務・財務等多岐にわたって詳細に事業条件を定めるための負担が大きい ⇒ 一定の事業規模が必要

【4】想定される民間事業者	・スポーツ施設、文化施設、福祉施設、コミュニティ施設、観光施設等、運営ノウハウを持った多様な事業者 ⇒ 運営ノウハウを持つ多様な事業者、中小企業も事業者も参入可能	・ゼネコン、商社等の多額の資金調達可能な事業者が中心企業 ・必要に応じて施設整備・運営企業でコンソーシアム ⇒ 大企業や実績を持つ事業者に限定
---------------	--	---

資料：三菱総合研究所

【出典：全国社会福祉協議会 HP「社会福祉施設等における指定管理者制度をめぐる現状と課題」「全国社会福祉協議会の調査・研究報告、統計情報」「平成 19 年度（2007 年度）」】

4 公共サービス改革（市場化テスト）

4.1 概要

＝ これまで国、地方自治体等が独占してきた公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格、質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を行うシステム。「官民競争入札」ともいう。

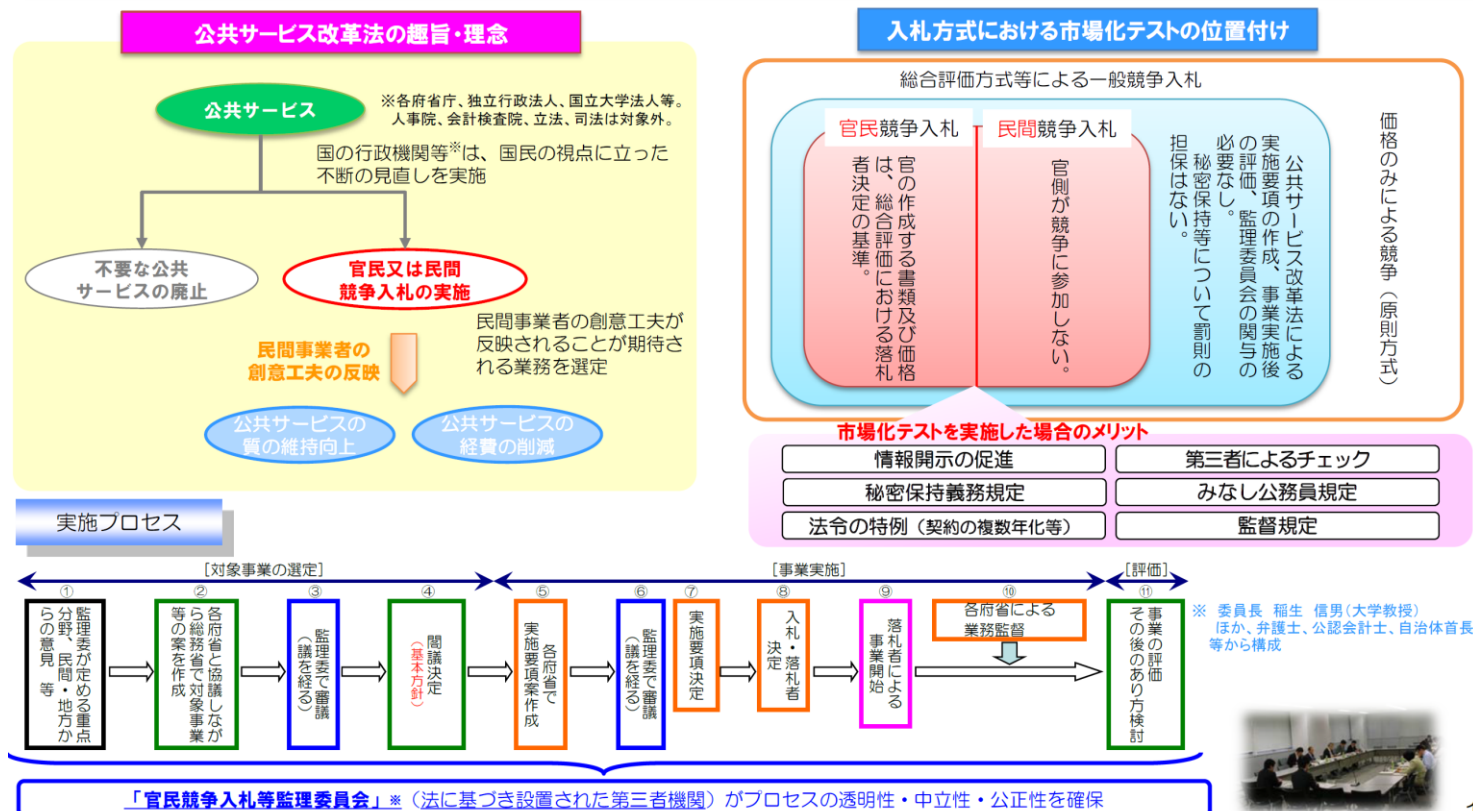
新公共経営（NPM）の考え方の下、英国、米国、オーストラリア等で行われている「Market Testing」が語源といわれる。

- ・ 平成 18 年年 5 月、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」成立（同年 7 月施行）。
- ・ 「民間が担うことができるものは民間にゆだねる」との観点から、民間事業者の創意と工夫が期待される一体の公共サービス業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付し、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図るとする。
- ・ 公共サービス改革法による法令の特例（規制緩和等の特例）を適用する必要がない業務については、地方公共団体は、地方自治法等に基づき、条例または規則に手続を規定することで、官民競争入札等を実施することができる。

【出典：片木『地方行政キーワード』P.2036～】

4.2 公共サービス改革とは

- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づき、官民競争入札及び民間競争入札(いわゆる市場化テスト)を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するもの



【出典：総務省 HP「政策 > 国の行政制度・運営 > 公共サービス改革(市場化テスト) > 公共サービス改革基本方針」「公共サービス改革基本方針の一部変更について 平成 28 年 6 月 総務省公共サービス改革推進室」「公表資料(PDF)」より抜粋。2017.11. 18】

4.3 市場化テストによる効果（具体的事例）導入事例1（特定公共サービスの実施例）



質の維持向上の例

作業・職業訓練

☆ **社会貢献作業の実施**

・特別養護老人ホームの車椅子の清掃作業を実施

↓

社会的意義のある作業を通じて受刑者の達成感を醸成

☆ **農業科**

・施設内の農場で職業訓練として農業に関する基礎知識と技術を習得



☆ **情報処理技術科（情報ビジネス）**

・施設内でパソコンを使用し、基本操作、CAD、CG関係の知識及び技術を指導

・幅広い職種で、就職活動や転職活動の際に求められるパソコンのスキルを養成

☆ **ネイリスト科**

・専門学校の協力の下、基礎技術の習得と自立開業に必要な知識の習得

☆ **給食**

・新調理システムを導入した就労に直結する実践的職業訓練の実施

講義

実践

↓

給食担当企業での採用



民間のノウハウを活用した充実した就労支援

【出典：同上資料より抜粋】

4.4 地方公共団体における市場化テスト

4.4.1 公共サービス改革法の制定

公共サービス改革法の制定

- 国および地方の財政は依然厳しい状況にある中で、これまで政府が大きな役割を果たしてきた制度について見直し、行政部門の徹底した効率化、経費削減を通じた「簡素で効率的な政府」を実現することが求められています。
- このような要請を受け、公共の仕事に競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようという発想のもと、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「公共サービス改革法」という）が平成18年7月7日に施行されました。

この法律により「市場化テスト」の手法が明らかになり、「法律の特例」の適用が必要でない業務については、地方自治法等に基づき地方公共団体の判断で官民競争入札等を実施できるよう整理されました。

入札の種類 対象業務	地方公共団体が実施する 「官民競争入札」	地方公共団体が実施する 「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定(第3章第3節)	本法で規定(第3章第4節)
法律の特例なし	地方自治法等において 対応可能 ※	地方自治法等において 対応可能

※ 「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

- 公共サービスの実施を民間委託する場合に、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で「法律の特例」を規定しています。
- 「法律の特例」を適用する必要があるサービスを、「**特定公共サービス**」と言い、現在、地方公共団体関連の業務では窓口5業務があります。(第34条)

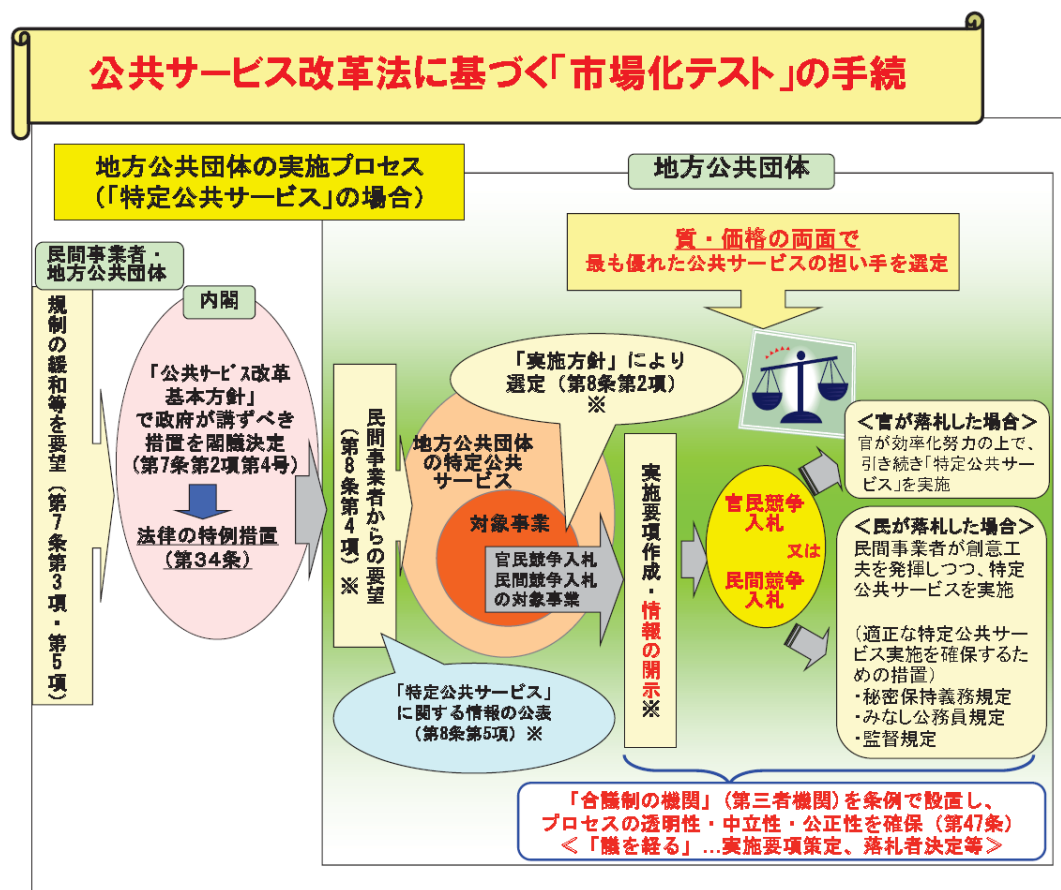
- ①戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し
- ②納税証明書の交付の請求の受付および引渡し
- ③住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し
- ④戸籍の附票の写しの交付の請求の受付および引渡し
- ⑤印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し

※外国人登録制度廃止に伴い「外国人登録原票の写し等」は削除済

- 国は、地方公共団体の要望等を踏まえ、民間委託を可能とするための「法律の特例」の追加、法令解釈の明確化など、環境整備を図ります。

【出典：総務省 HP「政策 > 国の行政制度・運営 > 公共サービス改革（市場化テスト） > 地域の公共サービス改革 > 市場化テストの手引き・手順例」「市場化テスト」の手引き PDF（平成27年3月）」から抜粋引用】

4.4.2 市場化テストの手順



※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、努力義務となりました。なお、法第34条第1項各号の業務を官民競争入札又は民間競争入札の対象とする場合は、実施方針及び実施要項を策定する必要があります。

法に基づき市場化テストを実施した場合のメリット（民間事業者が公共サービスを担うための法律上の措置）

- ①**法律の特例**……………公務員が行うとされていた行政サービスも市場化テストの対象となります。（法第34条）
- ②**秘密保持義務規定**…民間事業者、従事者に対し守秘義務を課し、違反した者に対しては罰則が適用されます。（法第25条第1項）
- ③**みなし公務員規定**…民間人であっても、公共サービスに従事する者については刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪など）が適用されます。（法第25条第2項）
- ④**監督規定**……………民間事業者に対し報告を求め、必要に応じ立入検査等を行います。（法第28条で準用する第26条、第27条）

【出典：同上】

4.4.3 地方公共団体の取組状況

「市場化テスト」に関する地方公共団体の取組状況

平成27年3月現在

- 法に基づく「市場化テスト」(特定公共サービスを対象とした官民競争入札又は民間競争入札)を実施、又は実施を決定している事例
 - 北海道由仁町(三川支所窓口業務)(官民競争入札)
 - 宮城県丸森町(まちづくりセンター7箇所の窓口業務)(民間競争入札)
 - 長野県南牧村(野辺山出張所窓口業務)(民間競争入札)
 - 兵庫県神戸町(センター長谷窓口業務)(官民競争入札)
 - 茨城県守谷市(公民館3箇所の窓口業務)(民間競争入札)
 - 大阪府箕面市(証明書発行拠点の拡大)(民間競争入札)
- 法に示す手続き(法第3章第3節)を参考に、官民競争型「市場化テスト」(官民競争入札)を実施している事例
 - 岩手県(法人二税関連業務)
 - 東京都(都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務)
 - 愛知県(県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口業務、名古屋高等技術専門校短期課程「0A ビジネス科」業務)
 - 和歌山県(県庁南別館管理運営業務)
 - 岡山県(職員公舎等管理業務)
 - 岩手県奥州市(水道止水栓開閉栓業務)
 - 岡山県倉敷市(車両維持管理業務)
- 法を参考に、「自治体版市場化テスト」として、民間提案型「市場化テスト」を実施している事例
 - 北海道(旅券業務)
 - 大阪府(職員研修業務、建設業許可申請の受付等業務、自動車税コールセンター等業務、府営水道管理運営業務、監査業務、税務業務、府立図書館管理運営業務、宅建業免許申請受付等業務、居宅サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者等指定申請受付等業務、府営住宅家賃催告・債権回収業務)
 - 熊本県(くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業、放置車両確認事務委託業務)
- 「市場化テスト」に関する条例・ガイドライン等の策定、「市場化テスト」の実施等の公表に関する事例
 - 東京都足立区(足立区における公共サービス改革の推進に関する条例)
 - 神奈川県横浜市(提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン)
 - 岐阜県多治見市(多治見市市場化テストガイドライン(基本指針))

【出典：同上】

5 地方独立行政法人

5.1 概要

＝ 公立大学、試験研究機関、公立病院など地方自治体自身が直接実施する必要はないものの、公共上の見地から地域において確実な実施が必要となる事務事業を行うために地方公共団体が設立する法人。目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開が求められる。

地方独立行政法人法、平成 15 年 7 月 2 日成立、平成 16 年 4 月から施行。

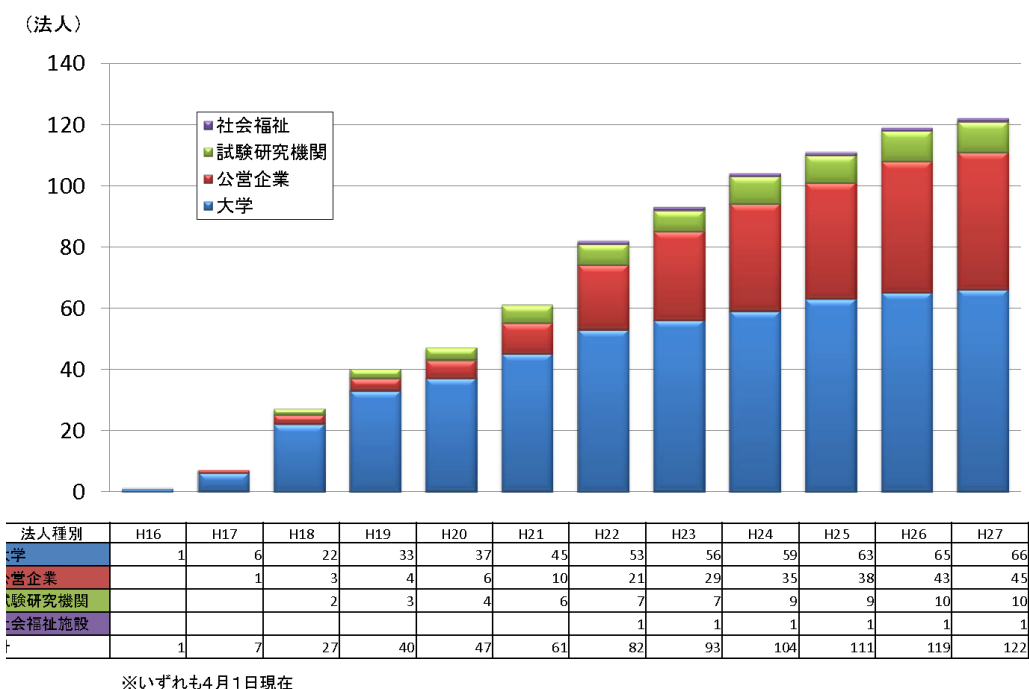
・ 地方独立行政法人化の対象可能な事業は、

- ① 試験研究
- ② 大学の設置および管理
- ③ 地方公営企業（水道・電気・ガス・交通・病院等）
- ④ 社会福祉事業経営
- ⑤ 公共施設設置管理

・ 地方独立行政法人は、「特定地方独立行政法人」と「一般地方独立行政法人」とに分かれ、公務員型といわれる前者の職員は引き続き公務員の身分を有するが、非公務員型といわれる後者の職員は公務員の身分ではなくなる。

【出典：片木『地方行政キーワード』P.2034～】

5.2 地方独立行政法人の設立状況の年度推移



【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」
「第 1 回（平成 27 年 4 月 30 日開催） 議事次第・配布資料」より抜粋】

(次回討論資料)

拙著「辺野古新基地をめぐる最高裁判決（2016.12.20）の問題点」

今回の最高裁判決は、高裁那覇支部の結論を追認し、沖縄県に是正の指示に従わない違法があると判断したものであり、上述の手続き的な観点からも、また、次に述べる内容的観点からも、必要かつ十分な審理が尽くされていないのではないかと疑念の生じるものである。

まず、公有水面埋立法 4 条 1 号の要件については、沖縄県側の主張にもやや明確でないきらいはあるが、言いたいことは、現状でも基地の負担にあえいでいる沖縄県内に、しかも、よりにもよって代替性のない希少な自然環境に恵まれた辺野古になぜ新基地を建設しなければならないのか、そのことが公有水面埋立法 4 条 1 号にいう「国土利用上適正かつ合理的」であるのか、十分な審査がなされたのかという疑問であろう。単に、抑止力の維持、海兵隊の一体的運用、沖縄県の地理的優位性などの普天間飛行場を沖縄県内以外に移設することは適切でないというだけで、なぜ、沖縄県で、しかも、辺野古でなければならないのか、実証的根拠がないと主張しているのである。

最高裁判決は、埋立て等が「公有水面の利用方法として最も適正かつ合理的なものであることまでが求められるものではない」とするが、沖縄県側が主張するように、新基地の建設が必ずしも辺野古に限られないということであれば、わざわざ辺野古を候補地として選び、埋立てによって、その代替性のない希少な自然環境を不可逆的に喪失させることが果たして「国土利用上適正かつ合理的」といえるのか、ということが論点となるべきであり、この点を事実即して、もっと真摯に、丁寧に審理すべきであったと思われる。

さらに、公有水面埋立法 4 条 2 号の要件についても、前知事自身の出した「知事意見や環境生活部長の示した疑問点が解消されていないにもかかわらず本件承認処分がなされたとみられる」との沖縄県側の主張にもかかわらず、最高裁判決は、前知事は本件埋立事業が第 2 号要件に適合するか否かを専門技術的な知見に基づいて審査しており、「その判断過程及び判断内容に特段不合理な点があることはうかがわれない」と、うわべをなでるようなおざなりな審理を行ったのみであり、「事実審」ではないことを口実にして、その内容の実質的な審理に踏み込んでいないという点でも、批判を免れないではなかろうか。「法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる」（民訴法 318 条）ケースとして、積極的に内容の審理を行い、万人の納得するような結論を出すべきであった。

特に、前知事の審査の経緯を見ると、2013 年 11 月 29 日、「事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全についての懸念が払拭できない」との環境生活部長意見が出されていたにもかかわらず、仲井眞前知事は、翌 12 月 25 日に安倍総理と面談し、その席で総理から沖縄振興策について概算要求を超える額の予算を確保したことなどが述べられると、これに謝意を述べたうえで、埋め立ての承認を「我々も 2 日以内に最終的に決めたい」とコメントした。そして、その約束どおり、わずか 2 日後の同月 27 日に埋立承認をしたという経緯にかんがみるならば、公有水面埋立法 4 条 2 号の要件審査を適正に実施したもので

あるか、疑いの残るところである。

また、上述のように、最高裁は、手続的にも、大法廷ではなく小法廷で、しかも、口頭弁論を 1 回も開くことなく、結論を出したものであり、これほど重要な案件をそのような簡便な手続きで済ませたことについても批判があろう。

【出典：拙著「辺野古新基地建設問題」『地方行政キーワード』（ぎょうせい）P. 1486～より抜粋】